助成金の使途について

表1 費目一覧

| 科目 | 細目 | 使途 | 備考 |
|-----------|---------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 謝金 | 研究協力者 | ある特定の用務の提供に対して、共同研 | (1)研究者本人、所属施設・団体の職員に対しての支給は認められな |
| | 謝礼金 | 究者以外の研究協力者からの協力・助 | い。原則として給与形式は認められない。 |
| | | 言に対する謝礼 | (2)謝礼の支出にあたっては、所属機関の「諸謝金支給基準」及び表2 |
| | | | を参考に実施すること。 |
| | | | (3)受領者には、所得税法に定める確定所得申告の手続きを行うよう |
| | | | 指導すること。 |
| 役務費 | 臨時雇人費 | 研究に直接必要な日々雇用の単純労 | (1)研究者本人、所属施設・団体の職員に対しての支給は認められな |
| | | 務に服する者に支払う賃金等(試験検 | UN. |
| | | 査、実態調査、実験補助、動物飼育補 | (2)1日8,300円(1日当たり8時間)を目途とする。 |
| | | 助、研究資料の集計・資料整理作業 | (3)受領者には、所得税法に定める確定所得申告の手続きを行うよう |
| | | 等) | 指導すること。 |
| 会議費 | 会議費 | ┗ 研究に必要な会議等に要する経費(会 | |
| | | | (2)酒類の支出、酒類を提供する場所での会議費は認められない。 |
| | | 子弁当代等) | (3)食事の支出は、食事時間帯を挟む長時間の会議のみとする。 |
| 旅 費 | 研究、調査、 | | (1)所属施設・団体の長の出張命令に基づき出張の手続きをとること。 |
| | 会議等旅費 | 学が元のため方 造100kmを超える山脈に 伴う交通費、宿泊費、日当等 | (1)が属地域・国体の氏の出版的 刊に塗りる出版の手続きをとること。 (2)旅費の支出は、当財団の研究課題による研究を実施する上で、必 |
| | 云哦 守州县 | | 要な場合に限る。学会発表・出席のための支出はできない。 |
| | | | (3)旅費計算にあたっては所属施設・団体の「旅費規定」等によること。 |
| | | | (3)が負む 葬にめたりてはが属地設・団体のがが負が足り等によること。 (4)グリーン車、スーパーシートの利用は認められない。 |
| | | | (5)研究者が所属先へ通勤するための定期・回数券は支出対象外とす |
| | | | る。 |
| | | | る。 (6)自家用車を利用して移動する場合の経費は、1kmにつき37円を上 |
| | | | 限とする。 |
| | | | |
| 交通費 | 交通費 | , | (1)片道100km未満の会議、事務連絡等の交通費。 |
| | | 未満)を電車・バス等を利用して研究調 | |
| | | 査活動を行う場合の経費 | |
| 図書費 | 図書費 | 研究に直接必要な図書 | |
| 消耗品費 | 消耗品費 | 研究に直接必要な消耗品(ガラス器 | (1)その性質が長期使用に適さないもの、および備品として整理しがたい |
| | | 具、現像料込のフィルム等) | ものとし、原則備品は認められない。ただし判断に困る時は本財団に確 |
| | 動物の購入お | 実験用動物の購入、および飼料費 | 認すること。 |
| | よび飼料費 | | (2)予算消化の為の大量購入は認められない。 |
| | 試薬品費 | 研究に直接必要な試薬品等の購入費 | ` ' |
| 印刷費 | 印刷費 | 資料の印刷、複写費、現像料等 | (1)本研究助成の報告書の印刷製本費は原則として認められない。 |
| | | | (2)制作物がある場合、1部提出すること。 |
| 事務費 | 通信費 | 研究に直接必要な切手・ハガキ・電話料 | |
| | 11/## 1·## | 等 | |
| | 光熱水費 | 研究に直接必要な電気・ガス・水道料金 | |
| データ分析 | データ分析費 | 等 アンケート調査表集計、転記・解析、テー | |
| ナータガが | アータガが貝 | アンケート調査衣集計、転記・解析、テープ起こし等 | (1)共同研究者を含む関係者への費用は認められない。 |
| | 雑費 | | ┃ |
| 雑費 | 椎貝 | | (1)証拠書類に支出理由を記入すること。 |
| | | な手数料(振込手数料等) | (2)所属先への間接経費が必要な場合は計上ください。 |

表2 研究遂行のために招へいする学会権威者等への謝金基準単価(参考)

| 対象期間 | 基準単価 | 職名 | 備考 |
|---------------|--------|----|---------------|
| 7 525 7 751=5 | 9,300円 | 1 | 教授級以上または相当者 |
| 1時間あたり | 7,700円 | | 准教授級以上または相当者 |
| (1日4時間以内) | 5,100円 | 講師 | 講師、技師以上または相当者 |